

○但馬広域行政事務組合事務分掌規則

平成7年11月1日
規則第1号

改正	平成8年3月29日	規則第1号	平成27年3月16日	規則第3号
	平成9年5月30日	規則第2号	平成28年3月31日	規則第7号
	平成17年3月11日	規則第1号	令和4年4月1日	規則第1号
	平成21年3月16日	規則第1号	令和7年3月19日	規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者の補助機関の組織及び所掌事務を明確にし、もって事務・事業の適正かつ能率的な執行を図ることを目的とする。

(補助機関)

第2条 但馬広域行政事務組合事務局設置条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第6号）の規定に基づき、管理者の補助機関として次の機関を置く。

事務局	課	係
事務局	総務企画課	総務係
		企画係
	事業課	事業係

(分掌事務)

第3条 補助機関の分掌事務は、別表のとおりとする。

(職制)

第4条 事務局に事務局長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、管理者が特に必要と認めるときは、参与、次長、参事、課長補佐、主幹、主査、及び主任を置くことができる。

(職能)

第5条 事務局長の職能は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 管理者の政策形成に関する補佐
- (2) 事務局の事務の基本計画及び執行方針の立案
- (3) 事務局内の各課間の連絡及び調整
- (4) 所属職員の指揮監督及び能力養成

2 課長の職能は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 課の事務の実施計画の立案
- (2) 課の事務の進行管理及び事務改善
- (3) 所属職員の指揮監督及び能力養成

3 係長の職能は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 係の事務の処理計画の立案
- (2) 係の事務の進行管理及び事務改善
- (3) 所属職員の指揮監督及び能力養成

4 次長、参事、課長補佐、主幹、主査及び主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年5月30日規則第2号)

(施行期日)

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月11日規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月16日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月19日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

課	係	事 務 分 掌
総務企画課	総 務 係	1 秘書、儀式及び渉外に関すること。 2 公告式に関すること。 3 構成市町との連絡調整に関すること。 4 議会の事務及び議案に関すること。 5 公印の管守に関すること。 6 条例、規則その他例規の制定改廃に関すること。 7 人事、組織及び給与、福利厚生に関すること。 8 行政不服審査及び訴訟に関すること。 9 公平委員会に関すること。 10 予算、会計及び契約、財産に関すること。 11 基金計画の策定並びに実施に関すること。 12 庁用自動車の総括管理に関すること。 13 市町合同職員研修に関すること。 14 但馬自治会に関すること。 15 関係団体の経理事務に関すること。 16 事務局の業務の進行管理に関すること。 17 事務局の事務の効率化に関すること。 18 課の庶務及び他課に属さない事項に関すること。
	企 画 係	1 但馬ふるさと市町村圏計画の実施に関すること。 2 但馬地方拠点都市地域基本計画の実施に関すること。 3 広域市町村圏に関する連絡調整事務に関すること。 4 但馬の広域行政の組織及び事務に係る調査研究に関すること。 5 コウノトリ但馬空港の航空路線の利便性向上及び航路充実拡大並びに空港周辺関連施設の充実整備の推進に関すること。 6 但馬空港推進協議会に関すること。 7 北兵庫鉄道整備・利用促進協議会に関すること。 8 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
事 業 課	事 業 係	1 公益財団法人但馬ふるさとづくり協会に関すること。 2 課の庶務に関すること。